

資料 6-2

第6回子ども・子育て会議検討資料

**(仮称) 浦安市子ども・子育て支援事業計画
(骨子案)**

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	3
1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向	3
2 浦安市子育て支援総合計画の評価	10
第3章 計画の基本理念と施策の方向性	13
1 基本理念	13
2 基本的な視点	13
3 施策の体系	14
第4章 重点施策	15
第5章 子ども・子育て支援事業計画	16
1 教育・保育提供区域の設定	16
2 幼児期の学校教育・保育の充実	16
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	22
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	33
第6章 子ども・子育て支援関連事業	34
1 安心して生み育てられる環境づくり	34
(1) 妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築	35
(2) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の充実	35
(3) 地域における子育て支援サービスの充実	36
2 幼児期の教育・保育の充実	37
(1) 質の高い幼児教育・保育の提供	37
(2) 多様な保育サービスの充実	38
3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実	39
(1) 生きる力をはぐくむ学校教育環境の充実	39
(2) 放課後児童の居場所づくり	40
(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実	40
4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実	41
(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援充実	41
(2) 子どもの権利擁護や児童虐待対策の強化	42
(3) 子育て家庭への相談・支援の充実	42
5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進	43
(1) 子どもの安全を見守る環境づくりの充実	43

(2) 子育て家庭を応援する地域づくりの充実.....	44
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進.....	44
第7章 計画の点検・評価について	45
1 計画の推進体制と方策.....	45
2 計画の評価のしくみと評価指標.....	45

第1章 計画策定の趣旨

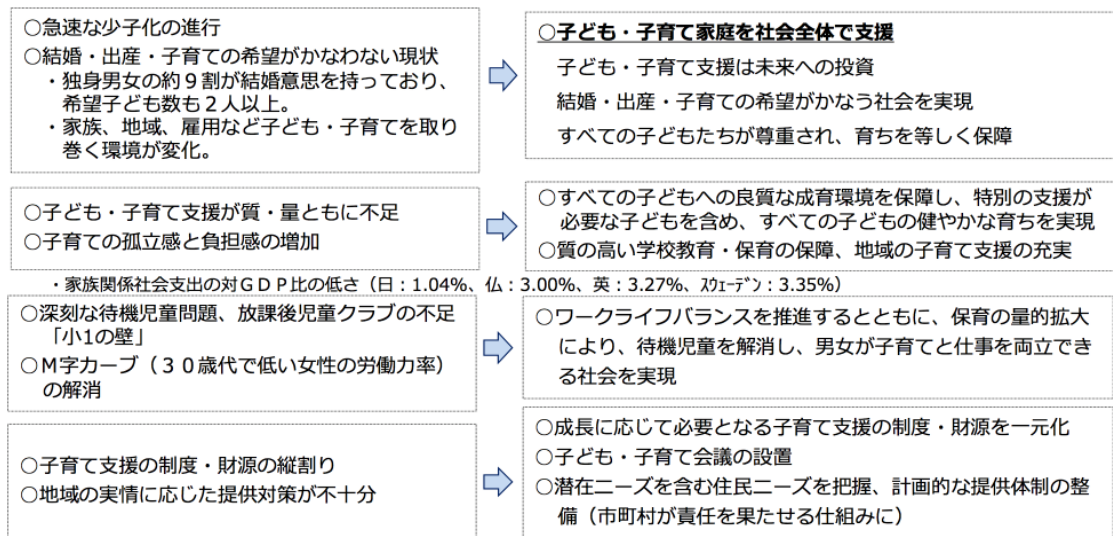
1 計画策定の背景と目的

浦安市の合計特殊出生率は全国的にも依然として低い傾向にあり、平成24年は1.04と過去最低を更新する勢いで急速な少子化が進んでいます。また、保育園の待機児童数は平成23年度、24年度に保育園を新設し一時的に減少したものの、今後も潜在需要などにより増加することが見込まれます。

このような中、浦安の未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実が求められています。また、特に幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であるため、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりが求められています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、多様な子育て支援を推進する体制が整いました。これらの法に基づき、浦安で子どもを産みたい、浦安で子どもを育てていきたいと思えるような環境を整えていくために、「浦安市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを一層促進していきます。

◆子ども・子育て支援新制度の概要



子育て関連3法（子ども・子育て支援法、総合子ども園法、関係法律の整備法）の成立

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
 - 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）
- ⇒
- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
 - ・ 保育の量的拡大
 - ・ 家庭での養育支援の充実
- を達成

■新たな一元的システムの構築

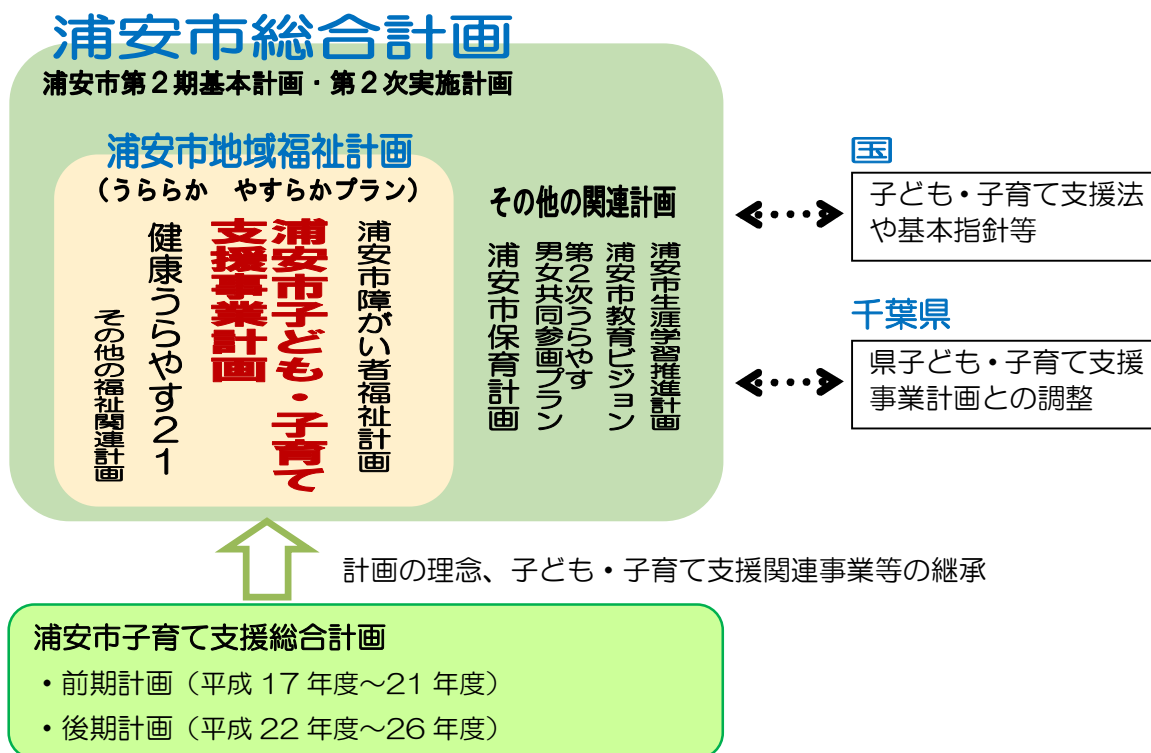
- 基礎自治体（市町村）が実施主体**
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担**
 - ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化**
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化
- 子ども・子育て会議の設置**
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年度に策定を行い、平成 22 年度より後期計画期間として推進を図ってきた「浦安市子育て支援総合計画（後期）」が平成 26 年度末に計画期間が終了することから、「浦安市子育て支援総合計画」の内容を引き継ぐ計画として位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を推進していきます。また、本市の総合計画や関連する分野別計画と連携・整合を図りながら策定していきます。

◆上位計画及び関連する分野計画



3 計画の対象

本計画の対象は、浦安市に居住する全ての子ども（18 歳未満の児童）と、子育て家庭、これから子どもを産もうとする市民、地域で子育て支援活動を行う市民とします。

4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で 1 期として策定します。なお、5 年間の計画期間中であっても、計画に定めた各事業の需要量（量の見込み）と実際の状況に乖離がみられた場合、中間年度（平成 29 年度）を目安に計画の見直しを適宜行い、実態に即した計画の推進を行います。

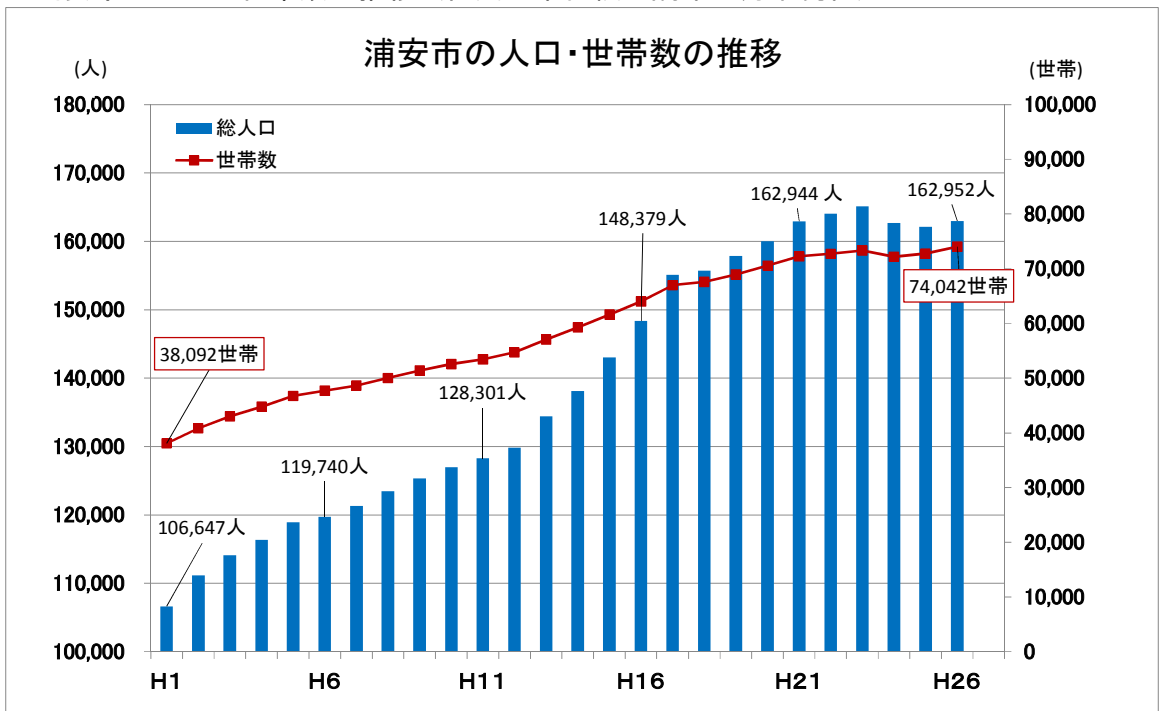
第2章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向

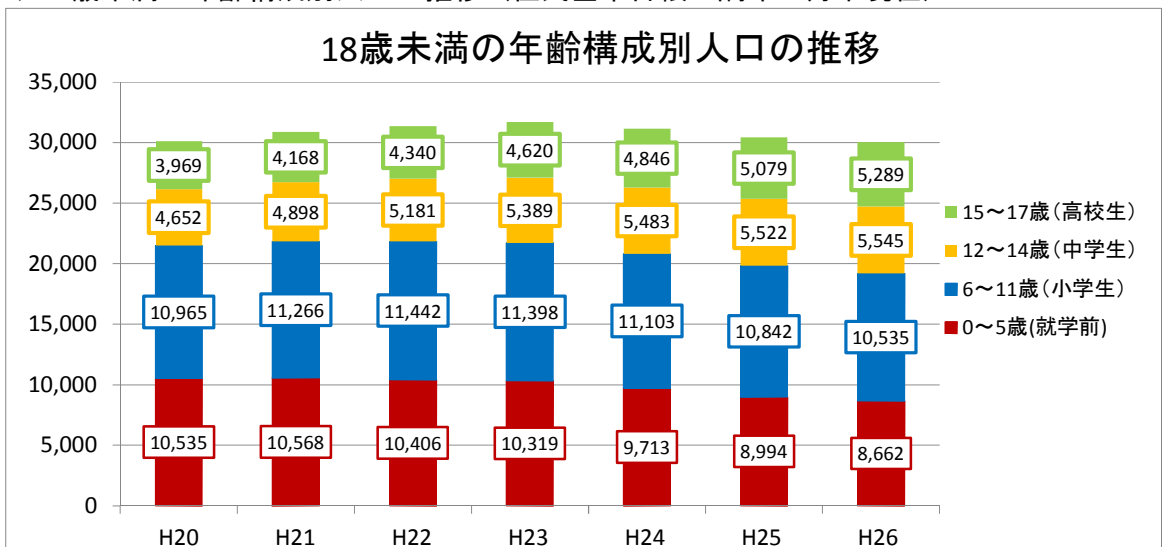
近年、総人口は横ばいとなり少子化が進行しています

本市の人口は平成26年3月末現在、16万2,952人、世帯数は7万4,042世帯となっています。人口は平成23年をピークにほぼ横ばいで推移するなか、18歳未満の子どもの数は減少傾向にあり、特に就学前児童（0～5歳）と小学生（6～11歳）の人口が減少傾向にあります。

◆浦安市の人口・世帯数の推移（住民基本台帳・隔年3月末現在）



◆18歳未満の年齢構成別人口の推移（住民基本台帳・隔年3月末現在）

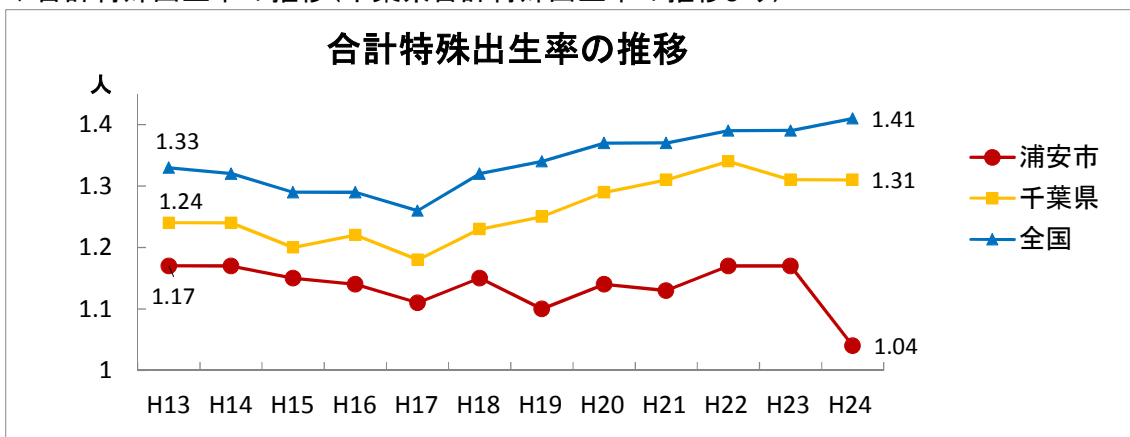


出生率の低下と11歳以下の子どもの数の減少が顕著です

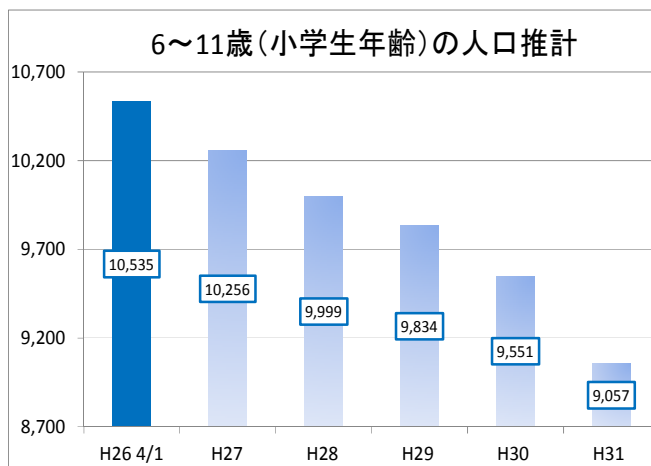
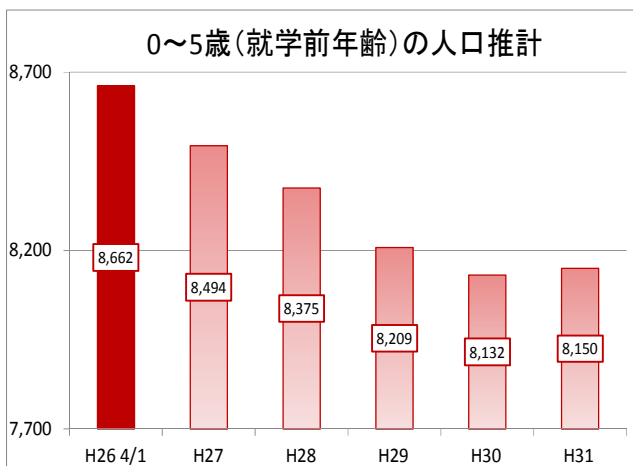
浦安市の合計特殊出生率は、これまで全国（1.41）や千葉県（1.31）の水準を下回って推移してきましたが、平成24年は1.04と過去最低を更新しました。今後の人口推計においても、就学前児童と小学生を中心に子どもの数が減少する見込みです。

子どもの減少は地域活力の低下、労働力の減少、社会保障における費用負担の増加など、社会的・経済的に大きな問題となっています。

◆合計特殊出生率の推移（千葉県合計特殊出生率の推移より）



◆0～5歳、6～11歳の人口推計（H26のみ実績値）

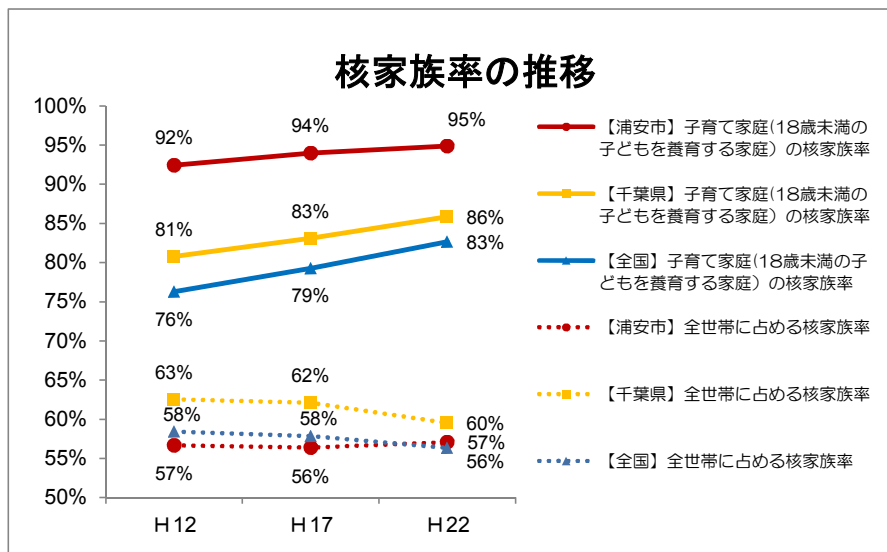


子育て家庭の核家族化が進行しています

子育て家庭の核家族化（平成 22 年 浦安市 95%、千葉県 86%、全国 83%）や地域のつながりの稀薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しており、出産や子育てに関する親の身体的・精神的負担が増えています。

浦安で子どもを産みたい・育てたいと思えるような環境を整えていくためには、相談・交流環境の充実や妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の充実等が求められています。また、より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現するために、「親育ち」を支援する環境づくりが必要です。

◆核家族率の推移（国勢調査より）



幼児期の保育や教育、放課後対策などが求められています

待機児童は就労形態の変化や核家族化に伴い、今後も増加することが見込まれます。多様な保育ニーズに対応するため、量の確保が求められるとともに一時保育や延長保育などの多様な保育ニーズの充実が求められています。また、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であるため、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりや幼保小の連続した学びの連携が必要です。

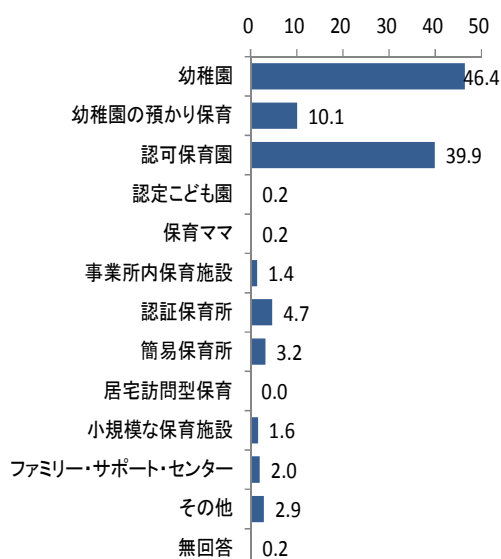
◆保育園入園児童数（担当課調べ） 各年4月1日現在

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
0歳	199	221	216	189	199
1歳	297	313	343	357	355
2歳	349	369	400	414	417
3歳	381	402	438	451	452
4歳	402	415	405	436	448
5歳	410	419	413	411	441
合計	2,038	2,139	2,215	2,258	2,312

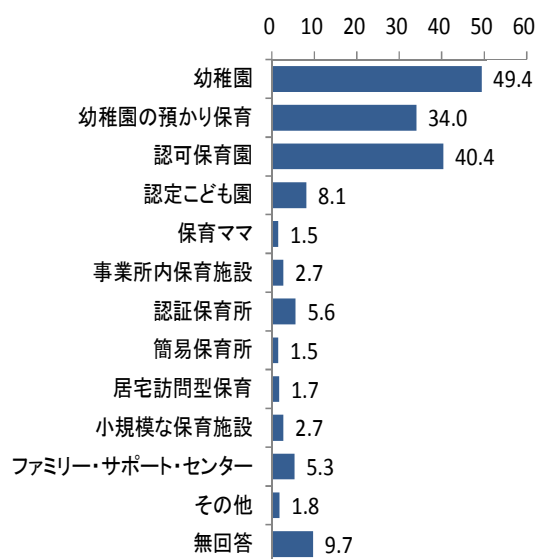
◆保育園の年齢別待機児童数（担当課調べ） 各年4月1日現在

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
0歳	0	0	1	0	0
1歳	33	47	44	29	45
2歳	18	17	7	2	17
3歳	34	13	11	7	20
4歳	11	5	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
合計	96	82	63	38	82

◆【就学前児童保護者】アンケート結果より
現在利用している教育・保育施設



今後希望する教育・保育施設



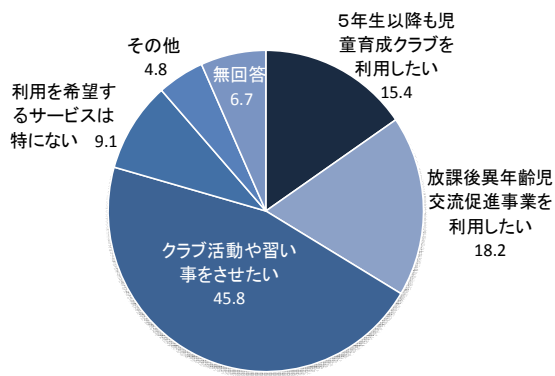
子ども・子育て支援新制度では、これまで「おおむね10歳未満(小学4年生)」とされていた児童育成クラブの対象が小学6年生まで拡大されました。子どもたちが豊かな心・感性・自主性等を育むとともに体力向上にも寄与するために、遊び場や学習・体験の機会の充実、多世代との交流が重要です。

◆児童育成クラブの状況(担当課調べ)

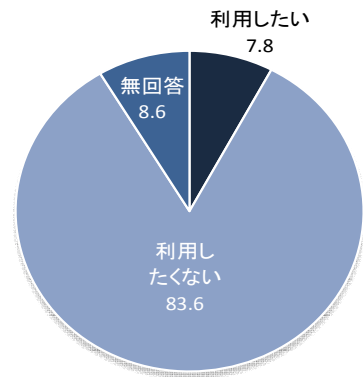
(各年5月1日現在)

	定員	施設数	22年度	23年度	24年度	25年度
北部	200	4	131	120	132	174
南	90	2	65	65	64	77
南(分室)	85	1	43	56	49	53
見明川	105	2	78	73	86	81
入船北	75	1	23	25	28	26
入船南	100	2	71	73	89	93
舞浜	120	2	105	113	108	114
東	75	1	66	70	65	74
東(北栄分室)	90	2	83	85	82	71
日の出	105	2	69	65	89	103
日の出南	120	2	106	109	117	121
明海	60	2	40	31	36	50
明海南	110	2	82	86	85	72
浦安	98	3	85	100	81	104
富岡	85	2	41	37	41	53
美浜南	70	2	56	42	50	55
美浜北	55	1	31	28	25	34
高洲(分室含む)	195	3	100	95	110	127
高洲北	90	2	87	95	102	104
東野	213	4	103	130	144	182
計	2,141	40	1,465	1,498	1,583	1,768

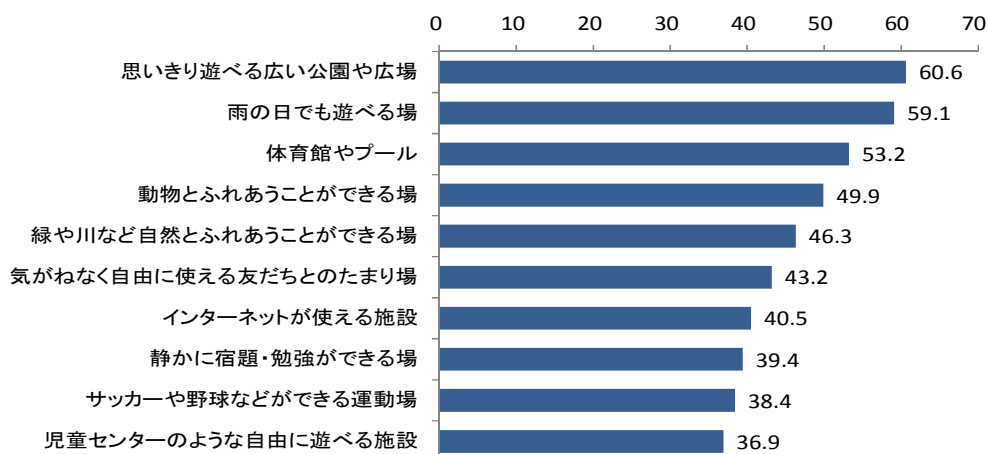
◆【小学1～4年生保護者】アンケート結果より
5年生以降の児童育成クラブ利用希望



◆【小学5～6年生】アンケート結果より
児童育成クラブ利用希望



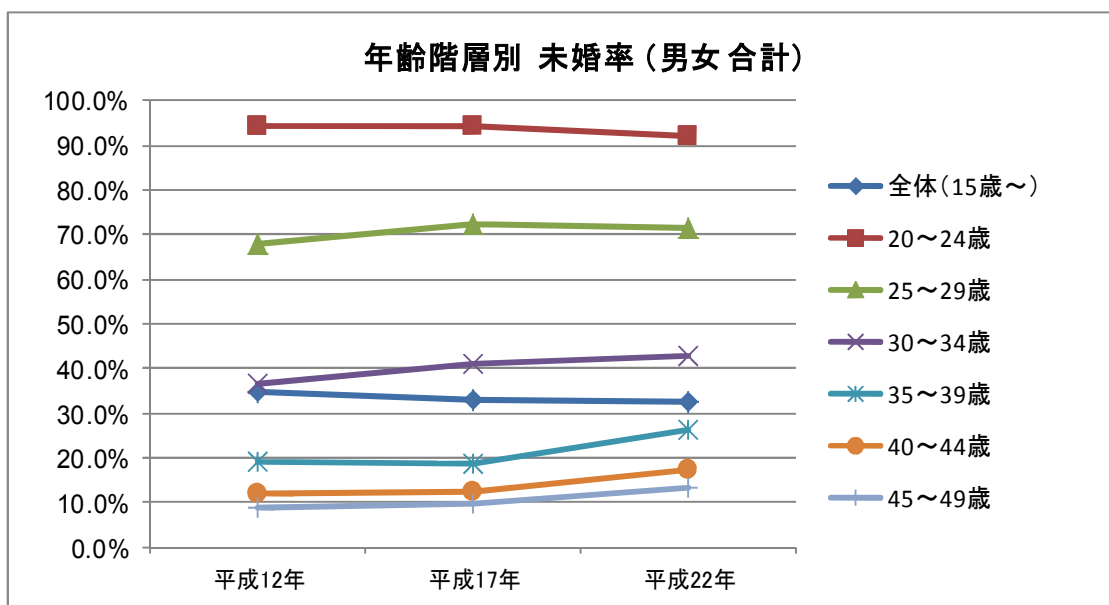
◆【小学5～6年生】アンケート結果より
近くにあったらいいと思う遊び場・施設(上位10位まで)



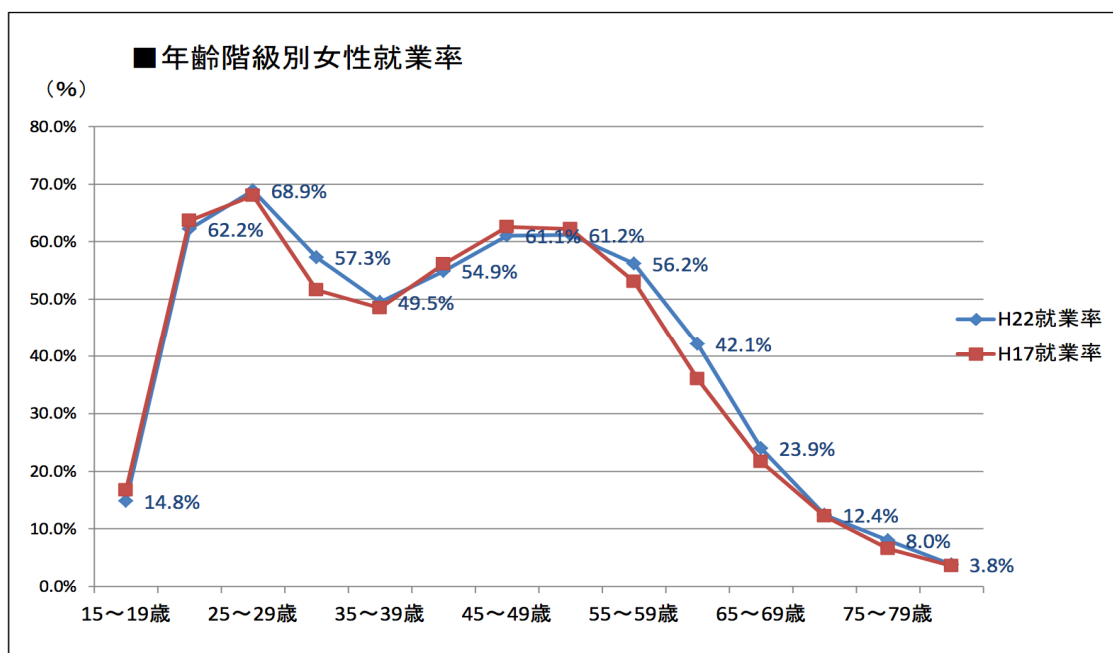
仕事と子育ての両立への支援が求められています

近年、未婚数が増加傾向にあり、特に女性の未婚数が増加しています。また、依然として出産・育児期の女性労働力率が落ち込んでおり、仕事と子育ての両立の厳しい状況です。就学前児童保護者のアンケートによれば、母親の多くは出産時就業しておらず、育児休業を取得した人は3割程度となっており、父親の取得は2.5%とさらに低い状況です。休業期間も希望より実際は短い傾向にあり、今後はワーク・ライフ・バランスの観点から、一人ひとりが生き生きと働き、家庭や地域生活でも充実した時間をもてる体制や環境づくりが必要です。

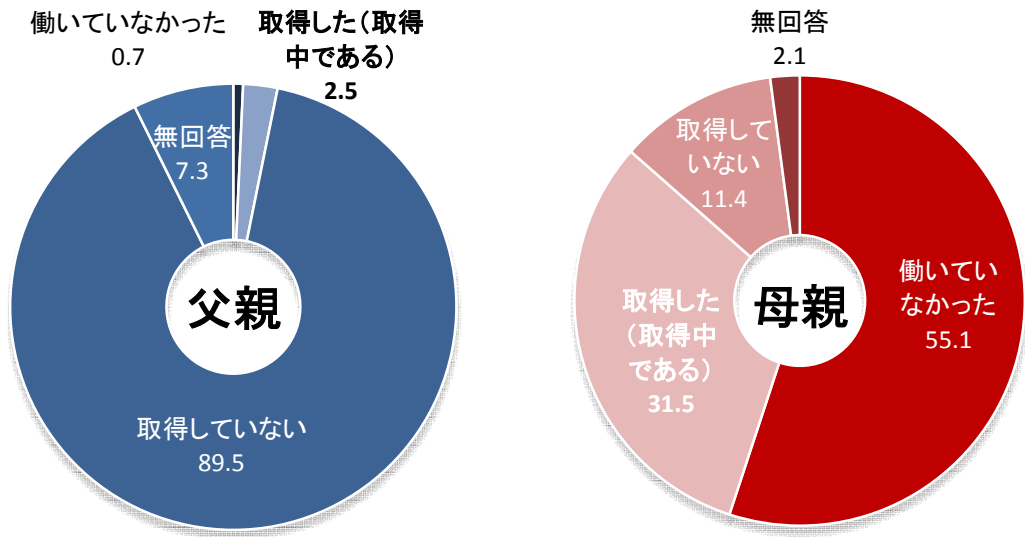
◆年齢階級別未婚率（国勢調査より）



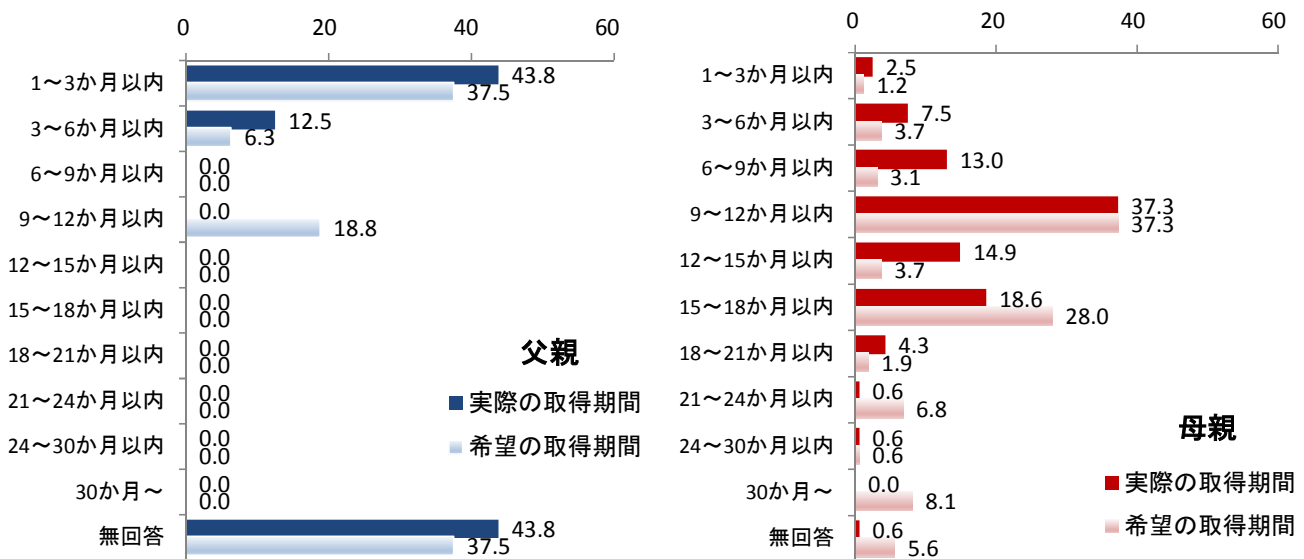
◆年齢階級別女性就業率（国勢調査より）



◆【就学前児童保護者】アンケート結果より
育児休業の取得状況



◆【就学前児童保護者】アンケート結果より
育児休業の取得期間（実際と希望の比較）



2 浦安市子育て支援総合計画の評価

浦安市がこれまで取り組んできた子ども・子育ての施策・事業について、次世代育成支援行動計画にあたる「浦安市子育て支援総合計画」の施策体系ごとにとりまとめた評価は以下の通りです。

1 生き生きと子育てができるまち うらやす

- (1) 待機児童については就労形態の変化や核家族化に伴い今後も増加することが見込まれることから、ニーズに合わせて保育園や児童育成クラブ等の整備を進めていく必要があります。また、児童センターについては元町地域が未整備であり、今後用地の確保を含め整備を検討していく必要があります。さらに、こどもショートステイは近隣に当事業を行う施設がないことから改善を検討していく必要があります。
- (2) 一時保育などの多様な保育サービスを充実するため、今後も開設園の拡充や定員の増加について検討する必要があります。また、病後児保育のニーズは高いものの実際の利用者は少ないため、利用しやすく改善していく必要があります。さらに、児童育成クラブは「子ども・子育て支援関連3法」の制定に伴い、厚生労働省が定めた「児童クラブガイドライン」が見直されることから、国の動向を踏まえ、浦安市児童育成クラブの設置及び管理に関する条例等を制定する必要があります。
- (3) また、子育ての不安感や負担感を軽減するため、親子同士が交流を深めネットワークを構築できる事業の充実が必要となっています。

2 子どもの輝く声が聞こえるまち うらやす

- (1) 市が行う各種健診を受診しておらず、訪問指導を行っても実情を十分に把握できない家庭があります。こうした家庭では児童虐待などの問題を抱えているケースもあることから、妊娠時から家庭と行政が繋がる仕組みや切れ目のない継続支援を行う必要があります。
- (2) 予防接種、フッ素塗布事業などは、保護者が受診すべき時期や種類を容易に認識できるよう情報の周知を図る取組を引き続き推進する必要があります。
- (3) 急病診療所については受診者が減少傾向にありますが、市民からのニーズの高い事業であることから、医療機関の協力を得て、引き続き実施する必要があります。

3 とともに学び・成長できるまち うらやす

- (1) 子どもの参画を進めこれから親となる世代を育成するため、ジュニアリーダーの育成や青少年リーダーを養成するとともに、青少年活動等を推進する必要があります。
- (2) 子どもの生きる力の育成に向け、教育環境の充実を図る必要があります。

このため、少人数教育の実施、小規模学校選択制度の推進を図るとともに、キャリア教育、消費者教育などの充実が求められます。

- (3) 地域での健全育成、家庭教育の向上を図るため、青少年相談員による健全育成活動の促進、家庭教育を支援する事業の充実などが求められています。
- (4) 地域で子どもが健全に育つ環境づくりのため、薬物乱用防止対策の推進や地域でのパトロール活動の充実を図っていく必要があります。

4 子育てを地域で支えるまち うらやす

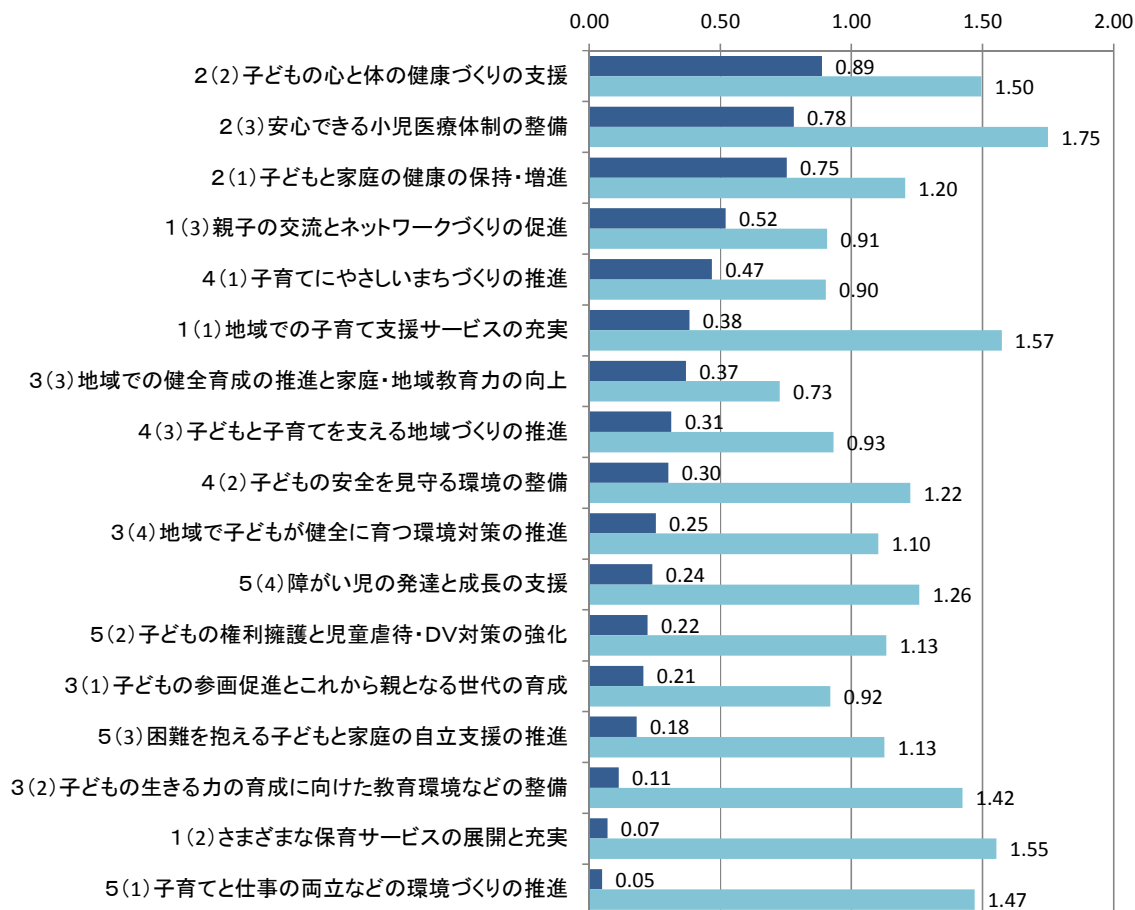
- (1) 妊婦や子育て家庭、子ども自身が日々安心して過ごすことができるよう、子育てに関する情報提供や身近な遊び場、安全な交通環境などの環境整備が必要です。このため、利用者が行政・民間の子育て情報を取得しやすいインターネット環境の整備や身近な遊び場である公園・プレーパーク（こどもの広場）の整備に取り組む必要があります。
- (2) 犯罪や不審者から子どもを守るため、警察などの関係機関や地域と連携し防犯対策を行うとともに、子ども自身も自らの身を守る指導が必要です。また、学校にいる時間以外（放課後や休日）の子どもの意識啓発や中高学年のブザー携帯率の向上、地域の防犯組織との連携の充実に取り組む必要があります。
- (3) 地域で子どもと子育てを見守り支える環境づくりとして、地域の子育て支援を行う子育て・家族支援者養成講座の認定者を増やすとともに、地域事業者に協力することに対する見返り（インセンティブ）を検討しながら、既存のあかちゃんほっとすてーしょんや子育て支援パスポートの協賛店を増やしていく必要があります。

5 一人ひとりが主役のまち うらやす

- (1) 家庭での時間、特に子育てにかかる時間をより充実させるためには、仕事と家庭の両立が不可欠です。このため、ワークライフバランスの推進や企業の雇用環境の改善に関して引き続き啓発等を行い、子どもを生み育てられる環境づくりが必要です。
- (2) 児童虐待やDVの防止については、予防や早期発見が重要であり、庁内の各組織間の連携はもちろん、妊娠から子育て支援へ切れ目のない支援を行うなかで、これまで以上に保護者と行政が関わる機会を増やし、要支援家庭の早期発見、継続支援・見守りを行う仕組みを整備する必要があります。
- (3) ひとり親家庭の自立支援については、父子家庭への対象拡大や家庭状況の向上が図れるよう、利用者のニーズに沿った内容とする必要があります。また、多国籍化が進む中で外国人にとっても住みよいまちにするため、行政サービスの適切な情報提供を行うとともに、利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- (4) 障がい児への支援については、「サポートファイルうらやす」を活用した、

発達段階に応じた切れ目のない支援を行う仕組みが構築されています。今後もこうした取組を推進していくとともに、各施設や学校における加配人員、補助教員・支援員等の配置や教材、施設の充実を図り、支援の拡充を進めていく必要があります。

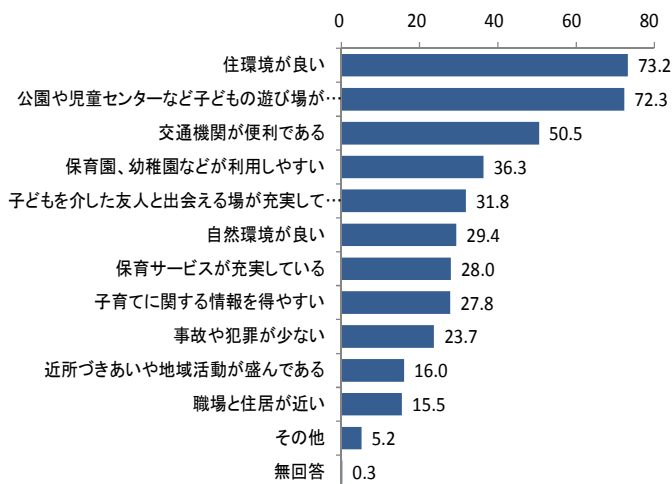
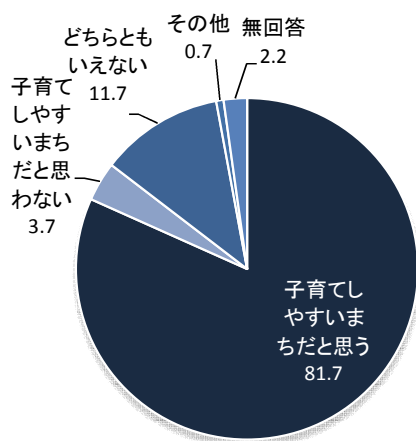
◆【市民】アンケート結果より
子育て支援総合計画への満足度・重要度



◆【就学前児童保護者】アンケート結果より

浦安市の子育てのしやすさ

(子育てしやすいまちだと思う方) その理由



第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1 基本理念

「浦安市子ども・子育て支援事業計画」では、近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況などを踏まえながら、浦安市における課題の解決を図るため、「浦安市子育て支援総合計画」の基本理念を引き続き継承しつつ、市民、関係団体、市の協働のもと、計画の推進と施策の展開を図ります。

◆ 子どもが健やかに成長できるまち

すべての子どもが、伸び伸び、生き生き、それぞれの発達段階において、自らの力を十分に発揮し、健やかに成長し自立できるまちを目指します。

◆ 安心して、生き生きと子育てできるまち

誰もが安心して子どもを育てることができ、親自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い育ちあえるまちを目指します。

◆ 子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

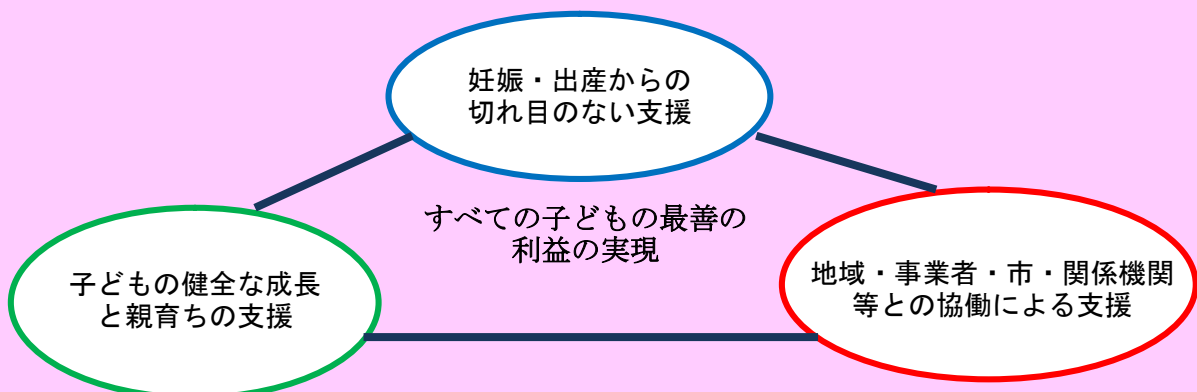
市や地域の市民、事業者等が力を出しあい、子育てや子どもの成長を見守り、互いに励まし支えあえるまちを目指します。

2 基本的な視点

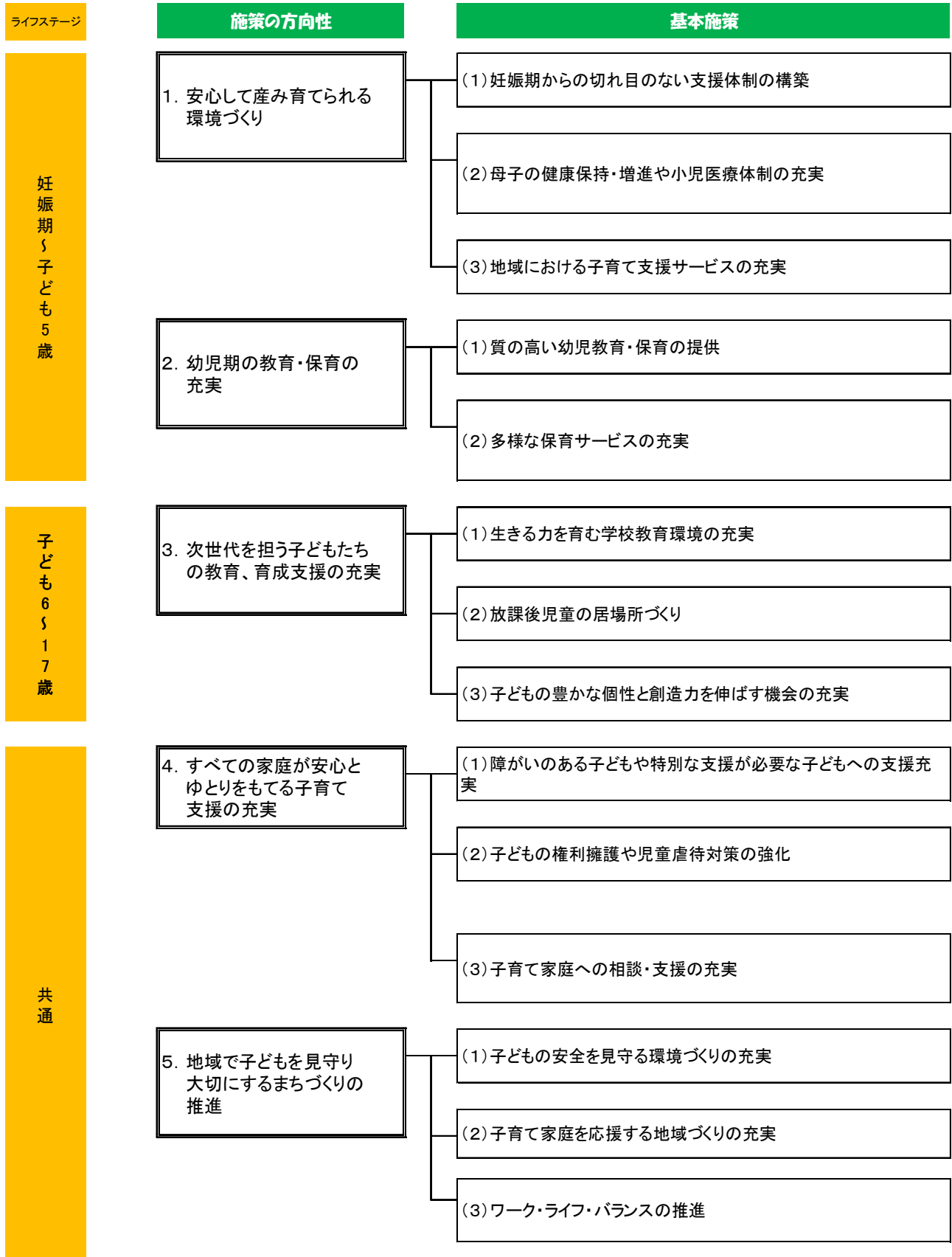
基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、基本的な視点として「妊娠・出産からの切れ目のない支援」、「子どもの健全な成長と親育ちの支援」、「地域・事業者・市・関係機関等との協働による支援」を掲げ、すべての子どもが最善の利益を得ることができる社会の実現に向けて、施策の推進を図ります。

基本的な視点

～基本理念に掲げるまちづくり実現にあたっての視点～



3 施策の体系



第4章 重点施策

《第7回子ども・子育て会議にて提示予定》

第5章 子ども・子育て支援事業計画

< 基本的事項（必須事項） >

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

浦安市の教育・保育提供区域

浦安市では、市域全体をそのまま教育・保育提供区域として捉え、**1区域に設定**し、計画期間である平成27年度から31年度における市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、この需要に対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

2 幼児期の学校教育・保育の充実

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、計画策定に係る基礎調査（平成25年10月実施）の結果を活用し、下表の認定区分別に定めます。

表1 認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	公立幼稚園、公立幼稚園型認定こども園、私立幼稚園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可保育園、公立幼稚園型認定こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、私立幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

平成27年度から31年度までの計画期間における就学前児童（0歳から5歳まで）の人口推計および幼児期の学校教育・保育の量の見込みは下表のとおりです。

量の見込みとは

計画策定に係る基礎調査（アンケート調査）により把握した需要の総量のことであり、各事業・サービスを必要とする市民が各年度別にどの程度いるかを算出することで、施設の整備やサービスの充実を行うための指標とします。

表2 就学前児童の人口推計

年齢	平成24年度	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	1,270人	1,324人	1,374人	1,362人	1,351人	1,352人	1,348人
1歳	1,445人	1,294人	1,390人	1,384人	1,367人	1,342人	1,339人
2歳	1,540人	1,410人	1,250人	1,393人	1,381人	1,352人	1,323人
3歳	1,596人	1,536人	1,375人	1,273人	1,405人	1,381人	1,344人
4歳	1,631人	1,569人	1,534人	1,399人	1,286人	1,409人	1,381人
5歳	1,602人	1,624人	1,571人	1,564人	1,418人	1,295人	1,415人
合計	9,084人	8,757人	8,494人	8,375人	8,209人	8,132人	8,150人

※平成24・25年度は実績値であり、住民基本台帳より引用

表3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

1号認定	平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3-5歳の人口推計	4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
量の見込み	2,453人	2,204人	1,989人	1,862人	1,838人	1,893人
2号認定	平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3-5歳の人口推計	4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
量の見込み	1,624人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人
3号認定	平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0-2歳の人口推計	4,028人	4,014人	4,139人	4,100人	4,047人	4,010人
量の見込み	1,012人	1,205人	1,297人	1,392人	1,476人	1,564人

(2) 提供体制の確保、内容、実施時期

設定した量の見込みに対し、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を認定区分別に設定します。

1号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望	公立幼稚園、公立幼稚園型認定こども園 私立幼稚園

表4 1号認定の量の見込みに対する確保方策

1号認定		平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3-5歳の人口推計		4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
①量の見込み		2,453人	2,204人	1,989人	1,862人	1,838人	1,893人
②確保方策	幼稚園、幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)		1,520人	1,276人	1,149人	1,125人	1,180人
	確認を受けない幼稚園		845人	845人	845人	845人	845人
① - ②			▲ 161	▲ 132	▲ 132	▲ 132	▲ 132

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、子ども・子育て支援新制度が施行されるに伴い、既存幼稚園が国で新設された施設型給付を受ける幼稚園に移行せず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のこと。

施設型給付を受ける幼稚園への移行は任意とされています。

「確認を受けない幼稚園」としては、学校法人等が運営する私立幼稚園が想定されます。

確保方策の内容（平成27年度から31年度）

預かり保育を実施している公立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行します。

また、地域の状況や小規模保育卒園児に対応するため、預かり保育や3年保育を実施する園を増設します。

2号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可保育園、公立幼稚園型認定こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園

表5 2号認定の量の見込みに対する確保方策

2号認定		平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3-5歳の人口推計		4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
①量の見込み		1,624人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人
②確保方策	幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)		334人	334人	334人	334人	334人
	認可保育園 (特定教育・保育施設)		1,566人	1,626人	1,662人	1,647人	1,662人
	確認を受けない幼稚園		70人	70人	70人	70人	70人
	認証保育園		49人	20人	0人	0人	0人
① - ②			▲ 51	▲ 82	▲ 98	▲ 83	▲ 98

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、子ども・子育て支援新制度が施行されるに伴い、既存幼稚園が国で新設された施設型給付を受ける幼稚園に移行せず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のこと。

施設型給付を受ける幼稚園への移行は任意とされています。

「確認を受けない幼稚園」としては、学校法人等が運営する私立幼稚園が想定されます。

確保方策の内容（平成27年度から31年度）

（仮称）明海南認定こども園の開園（定員223人）、元町地区に認可保育園の開園（定員128人）、認可外保育園3園を認可保育園（合計150人規模）に移行、公立幼稚園8園を認定こども園に移行する他、元町地区・中町地区・新町地区に認可保育園の整備を進めます。

3号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、私立幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

表6 3号認定の量の見込みに対する確保方策

3号認定		平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0-2歳の人口推計		4,028人	4,014人	4,139人	4,100人	4,047人	4,010人
①量の見込み		1,012人	1,205人	1,297人	1,392人	1,476人	1,564人
②確保方策	幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)		69人	69人	69人	69人	69人
	認可保育園 (特定教育・保育施設)		1,180人	1,240人	1,274人	1,304人	1,364人
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)		38人	38人	38人	56人	92人
	認証保育園		67人	67人	67人	67人	40人
① - ②			▲ 149	▲ 117	▲ 56	▲ 20	▲ 1

※上記の「特定地域型保育事業」とは

待機児童の多い0～2歳児を主な対象とした少人数の子どもを保育する事業で、以下の4種類があります。

小規模保育：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス

家庭的保育（保育ママ）：利用定員5人以下で保育ママの居宅などで家庭的な雰囲気で行う保育サービス

事業所内保育：会社の事務所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するサービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

確保方策の内容（平成27年度から31年度）

（仮称）明海南認定こども園の開園（定員223人）、元町地区に認可保育園の開園（定員128人）、認可外保育園3園を認可保育園（合計150人規模）に移行、小規模保育園（定員規模18人）を元町地区に整備する他、元町地区・中町地区・新町地区に認可保育園及び元町地区に小規模保育園の整備を進めます。

また、地域型保育事業については、原則0歳から2歳児が対象となりますが、3歳からの連携施設（進級先）として、幼稚園型認定こども園6園を確保する予定です。

幼児期の学校教育・保育（1号認定・2号認定・3号認定）の確保方策 総括

表7 平成27年度から31年度の幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保方策

年度		平成27年度			28年度			29年度		
認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
人口推計 (B)		4,480人		4,014人	4,236人		4,139人	4,109人		4,100人
①量の見込み (A)		2,204人	1,968人	1,205人	1,989人	1,968人	1,297人	1,862人	1,968人	1,392人
需要率 (B/A)		49.2%	43.9%	30.0%	47.0%	46.5%	31.3%	45.3%	47.9%	34.0%
②確保方策	認可保育園、幼稚園 認定こども園 (特定教育・保育施設)	1,520人	1,900人	1,249人	1,276人	1,960人	1,309人	1,149人	1,996人	1,343人
	確認を受けない幼稚園	845人	70人		845人	70人		845人	70人	
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)			38人			38人			38人
	認証保育園		49人	67人		20人	67人		0人	67人
① - ②		▲ 161	▲ 51	▲ 149	▲ 132	▲ 82	▲ 117	▲ 132	▲ 98	▲ 56

年度		平成30年度			31年度		
認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号
人口推計 (B)		4,085人		4,047人	4,140人		4,010人
①量の見込み (A)		1,838人	1,968人	1,476人	1,893人	1,968人	1,564人
需要率 (B/A)		45.0%	43.9%	36.5%	45.7%	46.5%	39.0%
②確保方策	認可保育園、幼稚園 認定こども園 (特定教育・保育施設)	1,125人	1,981人	1,373人	1,180人	1,996人	1,433人
	確認を受けない幼稚園	845人	70人		845人	70人	
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)			56人			92人
	認証保育園		0人	67人		0人	40人
① - ②		▲ 132	▲ 83	▲ 20	▲ 132	▲ 98	▲ 1

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の学校教育・保育のほか、子ども・子育て家庭を対象とする事業として実施するものとして、下表の事業を展開、充実します。なお、地域子ども・子育て支援事業の対象事業の範囲は、子ども・子育て支援法で法定されています。

表8 地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	担当課	事業内容
利用者支援	こども家庭課	市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、保健師と産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成し、制度・サービスの紹介を行います。
地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	認可保育園に併設されている子育て支援センターまたはつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。
一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	保育幼稚園課 こども家庭課	幼稚園、幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に子ども保育が困難になった場合に、保育園などで預かりを行います。
乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供につなげます。
養育支援訪問事業	こども家庭支援センター	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。
子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり保育を行います。
延長保育事業	保育幼稚園課	認可保育園で、基本の保育時間を超えて子どもをお預かりします。
病児・病後児保育事業 ※	保育幼稚園課 こども家庭課	病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病後児）を預かります。
放課後児童健全育成事業	青少年課	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設で指導員の下、子どもの生活の場を提供します。
妊婦健診	健康増進課	妊娠期の母子の健康や安全の確保するため、妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で検診を受けることができます。

※浦安市では病後児保育事業のみ実施（平成26年度現在）

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保、内容、実施時期

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期（確保方策）を以降のとおり設定します。

1. 利用者支援事業

市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、保健師と産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成し、制度・サービスの紹介を行います。

子育てケアマネジャーとは

平成18年度より浦安市で独自に実施している「子育て・家族支援者養成講座」により養成した相談員であり、子育てに関する全般的な相談や相談内容に応じて関係機関と連携を取り、担当機関を案内するワンストップサービスを行うほか、制度・サービスの紹介を行っています。

子育てケアプランとは

平成26年度より、浦安市が少子化対策事業の一環として、独自に行う事業です。

対象は、主に産前・産後の保護者としており、子育てケアマネジャーと保健師が、保護者との面談を通じて、母子健康手帳交付時に1回目、出産前後に2回目、お子さんが1歳を迎える時期に3回目のケアプランを作成します。

1回目のケアプランでは、妊娠時期の公的支援のほか、出産に向けての目標や自分でできること、家族の支援などを検討し、一人ひとりにあったプランを作成します。

2回目以降のケアプランでは、本人の就労希望の有無を伺い、利用できる事業やサービスを検討し、一人ひとりにあったプランを作成します。

表9 利用者支援事業の量の見込み、確保方策

利用者支援	単位	平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (子育て相談件数)	件	455	487	514	541	566	585
量の見込み (子育てケアプラン作成件数)	件		4,262	4,249	4,227	4,208	4,205
確保方策	<p>市で独自に養成している子育てケアマネジャーによる子育て相談の24時間受付並びに妊娠・出産・子育て支援の切れ目のない支援の中核となる産前・産後の保護者を主な対象とした子育てケアプランの作成を平成26年度より開始します。</p> <p>また、平成27年度以降についても、子育てケアプランの作成を継続して実施し、子育て家庭を見守るとともに、相談実施箇所の増設や相談業務を担う子育てケアマネジャーの養成による増員を行い、充実を図ります。</p>						

2. 地域子育て支援拠点事業

認可保育園に併設されている子育て支援センターまたはつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。

地域子育て支援拠点とは

平成26年度現在、地域子育て支援拠点としては以下の施設があります。

表10-1 地域子育て支援拠点一覧

施設名	住所
子育て支援センター	浦安市猫実1-12-38 集合事務所3階
地域子育て支援センター	
高洲保育園	浦安市高洲2-3-4
海園の街保育園	浦安市明海3-2-12
弁天保育園	浦安市弁天1-1-28
浦安駅前保育園	浦安市猫実4-19-24
入船北保育園	浦安市入船4-34-1
しおかぜ保育園	浦安市富士見4-12-15
ポピンズナーサリースクール新浦安	浦安市入船1-2-1
愛和元町保育園	浦安市堀江5-20-11
つどいの広場	
明海つどいの広場（子育てテラスふらっと）	浦安市明海5-7-8 ドクターズベイG
堀江つどいの広場	浦安市堀江3-1-8

表10-2 地域子育て支援拠点事業の量の見込み、確保方策

地域子育て支援拠点事業	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	86,064人日	83,312人日	85,916人日	85,092人日	83,994人日	83,236人日
確保方策	箇所	10箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
確保方策の内容	各施設がそれぞれの特色を生かし、利用者の確保に努めます。						

3. 一時預かり事業

幼稚園、幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に子ども保育が困難になった場合に、保育園などで預かりを行います。

(1) 幼稚園、幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、幼稚園型認定こども園の教育時間の前後に家庭的な雰囲気の中でお預かりします。

表 1 1-1 預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園一覧

園名	住所
若草幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市猫実4-6-12
みなみ幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市堀江5-4-2
堀江幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市堀江4-34-6
北部幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市北栄3-20-2
舞浜幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市舞浜2-1-2
美浜南幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市美浜3-15-2
美浜北幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市美浜5-12-3
明海幼稚園（幼稚園型認定こども園）	浦安市明海2-13-3

表 1 1-2 一時預かり事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育）量の見込み、確保方策

預かり保育	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み ①1号認定による利用	人日	33,168人日	33,513人日	31,686人日	30,736人日	30,558人日	30,968人日
量の見込み ②2号認定による利用	人日	49,458人日	48,092人日	45,470人日	44,107人日	43,851人日	44,440人日
③確保方策	人日		101,260人日	101,260人日	101,260人日	101,260人日	101,260人日
	箇所	11箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
(①+②)-③			▲ 19,655	▲ 24,103	▲ 26,417	▲ 26,851	▲ 25,851
確保方策の内容	園全体の状況を見極め、一時預かり事業の調整を図る。						

(2) その他一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター（就学前 病後児対応を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

表12-1 その他一時預かり事業等の一覧

事業名	実施場所	内容
一時保育	施設	保育園でお子さんを預かる事業であり、家庭の事情による週1～3日の範囲内の継続的な就労、病気やけがで入院・通院するなど、家庭での保育や育児が困難になる方、保護者の私的理由により保育を必要とする方が利用できる事業。
一時預かり	施設	主に在宅で子育てをしている方などを対象に、預ける理由を問わず保育を行う事業。
ファミリー・サポート・センター（就学前 病後児対応を除く）	居宅等	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により居宅等でお子さんを一時的に預かる事業。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	施設	児童養護施設等で保護者に代わり保育を実施する事業。

表12-2 その他一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター（病後児対応を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）量の見込み、確保方策

一時預かり・一時保育・その他	単位	24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人日	21,562人日	21,820人日	21,865人日	21,909人日	21,955人日	22,006人日
確保方策 ②一時預かり・一時保育	人日		34,912人日	39,712人日	44,512人日	49,312人日	49,312人日
	箇所	9箇所	14箇所	15箇所	16箇所	17箇所	17箇所
③ファミリー・サポート・センター (就学前 病後児対応除く)	人日		3,700人日	3,800人日	3,900人日	4,000人日	4,100人日
	箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
④子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日		182人日	182人日	182人日	182人日	182人日
	箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
①-(②+③+④)	人日		▲ 16,974	▲ 21,829	▲ 26,685	▲ 31,539	▲ 31,588
確保方策の内容	<p>一時預かり・一時保育 実施可能な新規開設園等で一時預かり事業を拡大します。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業(就学前 病後児対応除く) 現在の提供体制を提供会員増により拡大するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら、引き続き実施します。</p> <p>子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 現在の提供体制を維持し、引き続き実施の予定であるが、現在の実施先が利用者にとって遠方であることから、実施先の変更を検討し、利便性の向上を図ります。</p>						

4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供につなげます。

表 1 3 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み、確保方策

乳児家庭全戸訪問事業	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳児人口推計	人	1,270	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348
量の見込み (赤ちゃん訪問:訪問数)	件	1,257	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348
量の見込み (母子保健推進員:訪問数)	件	1,151	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348
訪問率	%	99.0%	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制(職員人数):個人委託助産師及び保健師8名、母子保健推進員35名 実施機関:健康福祉部健康増進課						

5. 養育支援訪問事業

家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。

表 1 4 養育支援訪問事業の量の見込み、確保方策

養育支援訪問事業	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (訪問世帯数)	件	37	40	40	40	50	50
量の見込み (延べ訪問数)	件	161	180	180	180	200	200
確保方策	実施体制(職員人数):こども家庭支援センター職員9名 実施機関:こども部こども家庭支援センター						

6. ファミリー・サポート・センター（就学児）

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。

表 15-1 利用料金表（平成 26 年度現在）

区 分		報酬の額
4ヶ月～ 小学6年生	月曜日から金曜日までの6時から22時	1時間当たり 700円
	土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12/29～1/3）並びに上記以外の時間	1時間当たり 900円
新生児 （生後7日目～ 生後4ヶ月未満）	月曜日から金曜日までの午前6時から22時	1時間当たり 1,100円
	土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12/29～1/3）並びに上記以外の時間	1時間当たり 1,200円
病後児	月曜日から金曜日までの午前6時から22時	1時間当たり 1,100円
	土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始	1時間当たり 1,200円
宿 泊	22時から翌6時	1泊 8,000円
	前後必要な時間	通常報酬を加算します。

※ 子ども一人当たり

表 15-2 会員数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

まかせて会員	おねがい会員	どっちも会員	合計
299人	1,756人	229人	2,284人

表 15-3 ファミリー・サポート・センター（就学児）の量の見込み、確保方策

ファミリー・サポート・センター(就学児)	単位	平成25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(低学年)	人日	1,351人日	1,344人日	1,338人日	1,331人日	1,324人日	1,318人日
②量の見込み(高学年)	人日	222人日	238人日	255人日	273人日	293人日	314人日
③確保方策	人日		1,720人日	1,760人日	1,800人日	1,850人日	1,900人日
(①+②)-③	人日		▲ 138	▲ 167	▲ 196	▲ 233	▲ 268
確保方策の内容	現在の提供体制を提供会員増により拡大するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら、引き続き実施します。						

7. 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）

保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり施設において保育を行います。

平成26年度現在、松戸市の児童養護施設晴香園で実施しています。



表16-1 利用料金表（平成26年度現在）

区 分	ショートステイ		トワイライトステイ （夜間養護）	日帰り養護
	2歳未満	2歳以上		
市民税非課税世帯	1,100円	1,100円	350円	350円
上記以外の世帯	5,500円	2,850円	800円	1,400円
利用単位	1人1日当たり（1泊2日）		1人1回当たり	

※生活保護世帯は無料です。

表16-2 子育て短期支援事業の量の見込み、確保方策

子育て短期支援事業	単位	平成24年度 （実績値）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人日	29人日	250人日	246人日	241人日	238人日	239人日
②確保方策	人日		365人日	365人日	365人日	365人日	365人日
①-②	人日		▲115	▲119	▲124	▲127	▲126
確保方策の内容	現在の提供体制を維持し、引き続き実施の予定であるが、現在の実施先が利用者にとって遠方であることから、実施先の変更を検討し、利便性の向上を図ります。						

8. 延長保育事業

認可保育園では、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内（祝日を除く月～金曜日午前8時30分～午後4時30分、土曜日午前8時30分～午前11時30分）にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長してお預かりします。

表17 延長保育事業の量の見込み、確保方策

延長保育事業	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	1,393人日	1,907人日	1,936人日	1,986人日	2,077人日	2,207人日
確保方策	人日		1,925人日	1,970人日	2,025人日	2,133人日	2,282人日
	箇所	18箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所
確保方策の内容	保育標準時間と保育短時間を設定することにより、新たな延長保育時間を設定します。また、新規開設園でも延長保育を実施します。						

9. 病児・病後児保育事業

(平成26年度現在、浦安市では病児保育事業を実施していません。)

病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病後児）を病院や保育所に併設された施設やファミリー・サポート・センターの会員が居宅等で預かります。

表18 病後児保育事業の量の見込み、確保方策

病後児保育事業	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人日	381人日	683人日	683人日	685人日	682人日	686人日
確保方策 ②病後児保育事業 【病院・保育園併設型】	人日		3,132人日	3,132人日	3,132人日	3,132人日	3,132人日
	箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
③ファミリー・サポート・センター (病後児) 【居宅型】	人日		70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
	箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
①-(②+③)	人日		▲2,519	▲2,519	▲2,517	▲2,520	▲2,516
確保方策の内容	病後児保育事業 元町地区で開設する保育園で病後児保育を実施します。 ファミリー・サポート・センター事業(病後児) 現在の提供体制を提供会員増により拡大するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら、引き続き実施する。						

10. 放課後児童健全育成事業

昼間保護者が留守となる家庭の児童及び小学校6年生までの療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童を小学校区ごとに設置した児童育成クラブで指導員の下、放課後に保育を行います。

開所時間（平成26年度現在）

- ①学校の平常授業日（月～金曜日） 下校時～19時
- ②土曜日 8時～19時
- ③学校の休業日（夏休みなど） 8時～19時

児童育成クラブ数（平成26年度現在）

18クラブ

表19 放課後児童健全育成事業の量の見込み、確保方策

放課後児童健全育成事業		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
6-8歳の人口推計		4,911人	4,771人	4,750人	4,543人	4,238人
①量の見込み（低学年）		1,557人	1,531人	1,518人	1,441人	1,327人
需要率(低学年)		31.7%	32.1%	32.0%	31.7%	31.3%
9-11歳の人口推計		5,345人	5,228人	5,084人	5,008人	4,818人
②量の見込み（高学年）		540人	541人	515人	512人	495人
需要率(高学年)		10.1%	10.3%	10.1%	10.2%	10.3%
③確保方策	（低学年）	1,557人	1,531人	1,518人	1,441人	1,327人
	（高学年）	461人	491人	499人	549人	567人
① + ② - ③		79	50	16	▲ 37	▲ 72
確保方策の内容		<p>優先度の高い低学年及び高学年のうち4年生並びに全ての障がい児の受入れ体制を確保します。</p> <p>また、その他の5・6年生の入会需要に対しては、別途専用の部屋の確保や安心して過ごせる環境運営体制が必要であることから、小学校の余裕教室の活用や異年齢児交流促進事業の拡充（夏季休業中の実施と増設）をはじめ、児童センターの整備、各公民館事業の充実を図り、放課後の居場所づくりを進めます。</p>				

1 1. 妊婦健診（妊婦健康診査）

妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で検診を受けることができます。（一部自己負担有り）

受診票は、妊娠届出の時に母子健康手帳と一緒に渡しています。

千葉県外の医療機関によっては使用できない場合があり、受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成金を申請することができます。

表20 妊婦健診の量の見込み、確保方策

妊婦健康診査	単位	平成24年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳児人口推計	人	1,270	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348
量の見込み (受診票配付件数)	件	1,529	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1人あたりの健診回数	回	14	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの回数)	回	16,621	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
確保方策	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目						

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

今後の検討を踏まえ、以下の事項を記載します。

《第7回子ども・子育て会議にて提示予定》

- ・認定こども園の設置数、設置時期その他普及にかかる考え方
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・幼保小連携の取り組みの推進
- ・幼保小連携、0～2歳にかかる取組と3～5歳にかかる取組の連携 など

<任意記載事項>

《第8回子ども・子育て会議にて提示予定》

今年度改定予定である「浦安市地域福祉計画」、「浦安市障がい者福祉計画」等の各計画と整合を図り、実施予定である事業の方向性や内容を記載します。

1. 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

以下の点を踏まえ、市の実情にあった施策を記述します。

- ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援、教育・保育施設、地域型保育事業の計画的な整備

2. 子どもに関する専門的な知識及び都道府県施策との連携

以下の点を踏まえ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び市の実情にあった施策を記述します。

- ・児童虐待防止対策の充実
(関係機関との連携・相談体制の充実、発生予防・早期発見、早期対応等、社会的養護施設との連携)
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実など

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

以下の点を踏まえ、市の実情にあった施策を記述します。

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
(広報・啓発、好事例の収集・提供、企業での研修の実施、ワークライフバランスに取り組む企業の表彰や支援など)
- ・多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立のための基盤整備
(保育や放課後児童健全育成事業の充実など)

第6章 子ども・子育て支援関連事業

本章は、「子ども・子育て支援給付」や地域子ども・子育て支援事業に該当する事業に加え、平成26年度末に計画期間が終了する「浦安市子育て支援総合計画（後期）」を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を推進する主要な事業を掲載します。

- ・第6章は、5つの「施策の方向性」ごとに「現状と課題」、「基本施策」「取組の方向性・個別事業」を掲載します。
- ・次回会議には、施策の方向性や個別事業の内容、評価指標などを記載した内容を掲載します。
- ・H26年度改訂予定である地域福祉計画や障がい者事業計画と整合性を図りながら、内容を固めていきます。
- ・現在掲載している個別事業（案）は、今後担当課との調整によって事業名の変更や新規事業の追加など変更する可能性があります。

1 安心して生み育てられる環境づくり

【現状と課題】

- ✚ 浦安で子どもを産みたい・育てたいと思えるような環境を整えていくためには、出産や子育てに関する不安感や負担感を軽減し、妊娠・出産・子育て支援までの切れ目ない支援体制の充実が必要です。特に行政とのつながりが希薄になりやすい時期における相談体制の充実や、子育て関連情報の内容充実・発信方法の改善、身近な地域での親同士の交流機会の充実が求められています。
- ✚ 晩婚・晩産化の進展や育児体験の減少などから、妊娠・出産期の母体は身体的、精神的に不安定になりがちです。そのため、産前産後のサポートを充実するとともに、母子の愛着形成や父親への育児支援も視野にいたした支援が必要です。
- ✚ 母子の健康保持・増進や発達支援を積極的に着実に図っていくためには、健診や生活・食習慣に関する的確な情報提供などを行うことが必要です。また、夜間や休日の急病時にも小児医療が迅速に受けられる体制の維持が求められています。

施策の方向性と個別事業

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
子育てケアプランの実施	こども家庭課	○
育児相談の充実	健康増進課	
地域子育て支援拠点の充実	保育幼稚園課	○
MY 浦安(子育てポータルサイト)の充実	こども家庭課	
子育てハンドブックの発行・配布	こども家庭課	

(2) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
産前学級の実施	健康増進課	
産前・産後サポート事業	健康増進課	
産後ケア事業	健康増進課	
各種健診事業の実施	健康増進課	○ (妊婦健診)
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・妊産婦訪問指導・母子保健推進活動)	健康増進課	○
健康教育の実施	健康増進課	
各種予防接種事業の実施	健康増進課	
休日や急病時の医療体制の整備	健康増進課	

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
幼稚園子育てすこやか広場の実施	保育幼稚園課	
保育園園庭開放の実施	保育幼稚園課	
社会福祉協議会との協働推進事業	社会福祉課	
ほのぼのタイムの実施	こども家庭課	

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

- ✚ 未就学児の数は減少傾向にあるものの依然として保育需要は高く、2号・3号認定の子どもが増加することが見込まれています。そのため、今後も保育施設の充実が求められています。また、幼児期の教育環境を充実するため、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりや幼保小の連続した学びの連携が必要です。
- ✚ 多様化する保護者の就労形態に対応するため、一時保育や延長保育などの多様な保育サービスの充実が必要です。また、在宅で子育てをしている家庭を含めたすべての子育て家庭への支援として、保護者の子育てに関する閉塞感を解消するレスパイト機能や子育て中でも積極的に社会参加が可能になるような様々な保育サービスの充実が求められています。

施策の方向性と個別事業

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
認定こども園の整備	保育幼稚園課	○
認可保育園の整備	保育幼稚園課	○
地域型保育事業の充実	保育幼稚園課	○
公立幼稚園3歳児保育の実施	保育幼稚園課	
就学前児童の教育・保育指針の推進	保育幼稚園課	
幼保小連携、小中連携・一貫教育の推進	保育幼稚園課 教育政策課 指導課	

(2) 多様な保育サービスの充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
理由を問わない一時預かり事業の実施	保育幼稚園課	○
一時保育事業の充実	保育幼稚園課	○
病後児保育の充実	保育幼稚園課	○
延長保育の実施	保育幼稚園課	○
休日保育の実施	保育幼稚園課	
エンゼルヘルプサービスの実施	こども家庭支援センター	
こどもショートステイの実施	こども家庭課	○
ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども家庭課	○
託児保育者派遣事業	こども家庭課	
公民館主催事業の保育の実施	各公民館	
保育サービス評価事業(第三者評価)の実施	保育幼稚園課	
認証・簡易保育所通園児補助金の交付	保育幼稚園課	

3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実

【現状と課題】

- ✚ 多様で変化の激しい社会を生き抜く力や新たな価値を主導・創造し、社会を牽引していく力を養成するため、基礎学力や体力の向上を図り、意欲的に学び行動する力を育てる学校教育の環境を充実することが求められています。
- ✚ 放課後の子どもたちの良好な生活環境の場を確保するため、狭隘化した児童育成クラブ施設の環境改善を進める必要があります。また、放課後の子どもたちの居場所となる事業や施設では、夏休み期間中の受け入れや開所時間の延長など柔軟な運営や活動内容の充実、開催場所の配置検討を行い、子どもの利用を促進する環境づくりが必要です。
- ✚ 家庭力や地域の教育力が低下し、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流や自然体験の機会が減少しています。子どもの豊かな心を育てるため、行政や学校、地域が連携して遊び場や学習・体験の機会を充実することが求められています。

施策の方向性と個別事業

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育環境の充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
こども教育未来センター整備・運営事業	教育政策課	
学校適正配置の推進	学務課	
少人数教育推進事業	指導課	
ふるさとふれあい教育活動推進事業	指導課	
ふるさとうらやす立志塾の開催	教育政策課	
体力向上推進事業	保健体育安全課	
生命や健康、性教育についての知識の普及推進	保健体育安全課	

(2) 放課後児童の居場所づくり

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
児童育成クラブの整備・充実	青少年課	○
児童育成クラブに係る評価事業の実施	青少年課	
児童センター事業の充実	こども家庭課 児童センター	
放課後異年齢児交流促進事業の充実	青少年課	
青少年館・青少年交流施設事業の充実	青少年課	

(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
ブックスタート事業の実施	中央図書館	
図書館での子どもと子育て家庭に向けた事業の実施	中央図書館	
うらやすこども大学	生涯学習課	
子どもの自由な遊び場の整備	青少年課	
郷土博物館事業の充実	郷土博物館	
子育て家庭向け公民館事業の充実	各公民館	
ジュニアリーダー・青少年リーダー育成の推進	青少年課	
青少年交流活動センター(うら・らめーる)の充実	青少年課	
青少年健全育成活動の推進	青少年課	
青少年団体への活動支援の推進	青少年課	

4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実

【現状と課題】

- ✚ 障がい児や心身の発達に遅れがある子どもに対して、子ども一人一人の状況に対応した支援の充実や、将来自立ができる一貫した支援体制の構築が必要です。
- ✚ 児童虐待やいじめ問題の深刻化は、子どもの健全な成長を大きく妨げます。関係機関と連携を密にしながら防止対策や早期発見を図るとともに、相談体制の強化が必要です。
- ✚ ひとり親家庭については生活の安定を図るため、経済的支援に加え、母子家庭などを対象とした自立に向けた支援が必要です。

施策の方向性と個別事業

(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
障がい者福祉推進事業	障がい事業課	
児童発達支援センターの充実	こども発達センター	
保育園、児童育成クラブの利用支援の充実	保育幼稚園課 青少年課	
幼稚園・小学校・中学校への就学支援事業(まなびサポート事業)の実施	指導課	
特別支援教育の推進	指導課	
学習支援室の活用推進	指導課	
青少年サポート事業	障がい事業課	
心身障がい児手当の支給	障がい福祉課	

(2) 子どもの権利擁護や児童虐待対策の強化

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
ドメスティックバイオレンス(DV)対策推進事業	企画政策課 (男女共同参画センター)	
児童虐待を早期発見するための啓発活動の推進	こども家庭支援センター こども家庭課	
家庭児童相談の充実	こども家庭支援センター	
養育支援訪問事業の充実	こども家庭支援センター	○
要保護児童対策地域協議会の充実	こども家庭支援センター	
いじめ110番の設置	指導課	

(3) 子育て家庭への相談・支援の充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
子育て家庭への経済的支援の充実	こども家庭課	
ひとり親家庭を対象とした相談・ホームヘルプサービスの充実	こども家庭支援センター	
母子家庭等就労支援の充実	こども家庭支援センター	
ひとり親家庭への経済的支援の実施	こども家庭課	
青少年相談事業の充実	青少年センター	
浦安市適応指導教室の設置	指導課	
外国人相談窓口の実施	地域ネットワーク課	

5 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進

【現状と課題】

- ✚ 子どもを犯罪から守り地域の中で安全に生活できるよう、地域一丸となった見守り体制を強化することが必要です。また、子ども自身が自らの身を守り、危険に近づく行動をしないための指導も併せて必要です。
- ✚ 浦安では子どもや子育て家庭への支援に関心が高く、これまでも多くの市民や団体、企業が支援活動を行ってきました。今後も子育て家庭を支える人材の育成や積極的に支援に関わる機会の創出を図ることが必要です。
- ✚ ワークライフバランスの観点から、育児休業制度の普及や活用促進などにより全国的に働き方の見直しが進められていますが、依然として母親の子育てに関する負担は改善されていません。今後も企業側の協力を含め、周囲の意識改善や仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めることが重要です。

施策の方向性と個別事業

(1) 子どもの安全を見守る環境づくりの充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
地域防犯ネットワークの構築	防犯課	
移動防犯活動事業	防犯課	
防犯・犯罪情報等の配信	防犯課	
学校等防犯対策の充実	保健体育安全課	
交通事故防止対策の充実	保健体育安全課	
薬物乱用防止等対策の推進	保健体育安全課	
子ども向け消費生活学習の推進	消費生活センター	
青少年補導員活動・地域パトロールの実施	青少年センター	

(2) 子育て家庭を応援する地域づくりの充実

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
子育て・家族支援者養成講座の実施	こども家庭課	
地域子育て応援団事業	こども家庭課	
あかちゃんほっとすてーしょん設置の推進	こども家庭課	
子育て支援パスポート事業の充実	こども家庭課	
子育て応援メッセ実行委員会補助金の交付	こども家庭課	
託児保育者派遣事業	こども家庭課	
公民館主催事業の保育の実施	各公民館	

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

【個別事業（案）】

事業名	担当課	子ども子育て支援事業計画
企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進	商工観光課	
仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	企画政策課 (男女共同参画センター) 商工観光課	
女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施	商工観光課	
ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討	商工観光課	

第7章 計画の点検・評価について

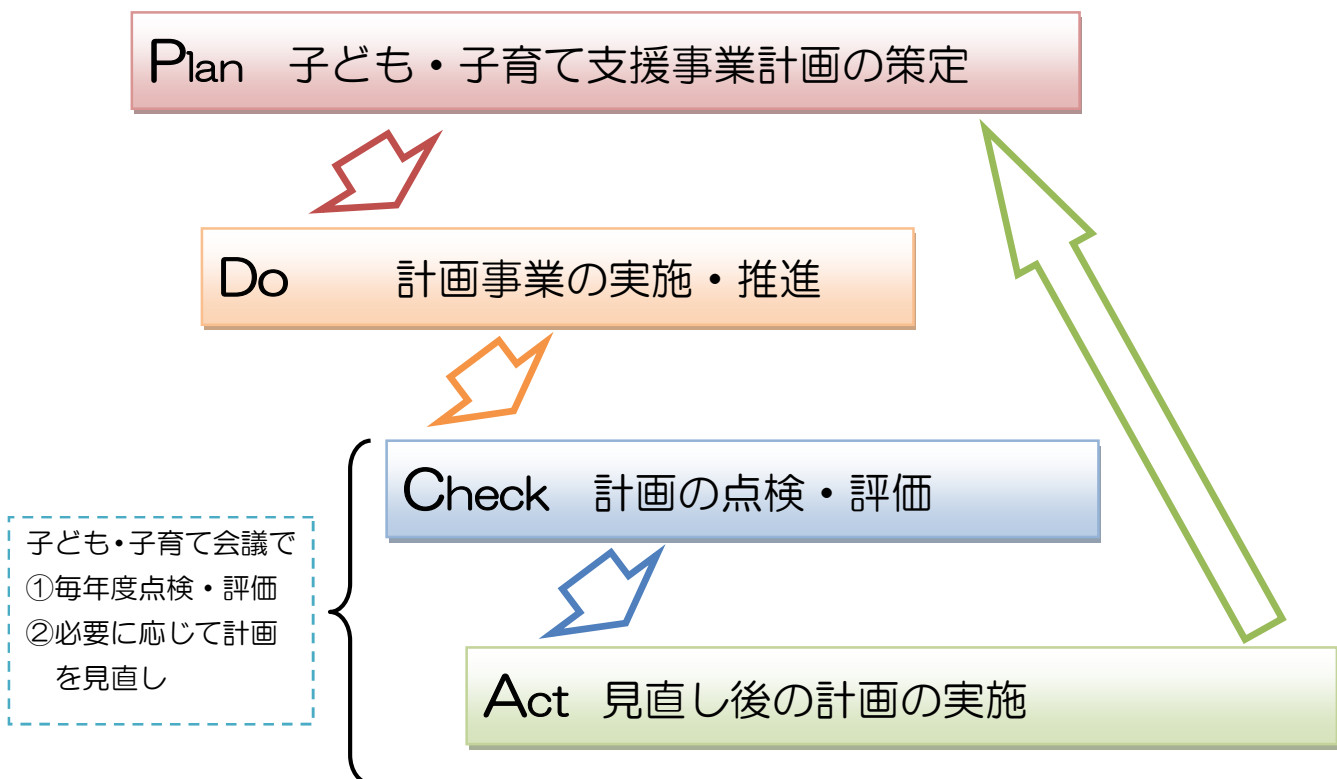
1 計画の推進体制と方策

- ・浦安市子ども・子育て会議による点検・評価、推進

浦安市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、浦安市子ども・子育て会議条例を制定し、設置した浦安市子ども・子育て会議において検討を行い、策定したものです。

計画策定後についても、浦安市子ども・子育て会議において、計画期間である平成27年度から31年度までの5年間に毎年度、計画の進捗状況を点検、評価し、計画策定時に算出した各事業の需要量（量の見込み）と実際の状況に乖離がみられた場合、中間年度（平成29年度）を目安に計画の見直しを適宜行い、実態に即した計画の推進を行います。

子ども・子育て支援事業計画の「PDCA サイクル」



2 計画の評価のしくみと評価指標

- ・毎年度の点検・評価のための評価指標について

《第7回子ども・子育て会議にて提示予定》